

JAMP サプライチェーン・パートナーシップ(SCパートナーシップ)

基本指針

はじめに

本書は「JAMP サプライチェーン(SC)・パートナーシップ(以下、SCパートナーシップ)」の基本的な考え方を示す指針である。

SCパートナーシップは、JAMPが目指す「サプライチェーン全体で共有すべき化学物質の信頼できる情報を、誰もが円滑に授受される社会基盤」のために、サプライチェーン参加者に則っていただきたい行動基準として、適正化学物質情報流通運用企画検討委員会にて発案・検討・制定されたものである。

ここでサプライチェーンとは、原材料供給者から消費者までの一次流通段階を結ぶ、開発・調達・製造・物流・販売といった一連の業務のつながりをいう。

SCパートナーシップは、サプライチェーンを通じた含有化学物質情報の授受の際に、chemSHERPA-AI/CIの使用に努める組織に望まれる行動基準であり、サプライチェーン相互の信頼を高めることを目的とするものである。この行動基準は、JAMPが制定する規約及びその他文書に、必要に応じて、より具体的な遵守事項を追加した上で、盛り込まれる。chemSHERPA-AI/CIを使用する組織がJAMP会員に登録する際は、この行動基準に同意し、遵守することが求められる。

<目次>

第1章 JAMP SCパートナーシップの目的

- 1.1 目的**
- 1.2 適用**
- 1.3 SCパートナーシップへの賛同**

第2章 JAMP SCパートナーシップの枠組み・特徴

- 2.1 賛同・登録**
- 2.2 特徴**
- 2.3 SCパートナーシップへの賛同によって得られる効果**

第3章 JAMP SCパートナーシップが定める遵守すべき行動基準

第4章 手続き関連

- 4.1 登録手続き**
- 4.2 登録・公開**
- 4.3 登録取り消し及び再登録**
- 4.4 その他の必要事項**

第5章 運用上の注意事項

第6章 免責事項

訂番	年月日	項	内容	
00	2009-02-10	—	Ver. 1. 0 新規制定	
01	2019-04.24	—	Ver. 1. 1 改定	

第1章 JAMP SCパートナーシップの目的

1.1 目的

サプライチェーン全体で共有すべき化学物質の信頼できる情報を、誰もが円滑に授受される社会基盤のため、サプライチェーン相互の信頼を高めることを目的とする。

1.2 適用

SCパートナーシップは、組織がサプライチェーンの情報流通に chemSHERPA-AI/CI を利用する際に適用する。

本指針において組織とは、企業・団体の総称として用いる。

1.3 SCパートナーシップへの賛同

SCパートナーシップに賛同する組織は、JAMP 会員登録の手段により、外部組織に対し、SCパートナーシップに賛同することの表明を推奨する。

第2章 JAMP SCパートナーシップの枠組み・特徴

2.1 賛同・登録

(1) SC パートナーシップへの賛同は以下に同意できる組織であれば制限はない。

- ①含有化学物質情報の授受の際には、chemSHERPA-AI/CI を基本として使用するよう努力する。
- ②組織の自主的判断により、SCパートナーシップ行動基準に同意した上で、その遵守に努力する。
- ③製品含有化学物質管理ガイドラインを理解し、必要な情報の収集・管理ができる。
- ④chemSHERPA-AI/CI の作成ができる。

(2) 登録

組織が JAMP 会員への登録を申請する場合は、それぞれの規約に定められた登録手続きに従い、SCパートナーシップ基本指針に定める行動基準に同意した上で、申請する。

2.2 特徴

- (1) SCパートナーシップに賛同した JAMP 会員は情報授受において、第3章に定める行動基準を遵守し、行動する。
- (2) JAMP は、情報授受に関する JAMP 会員間の問題(行動基準違反、情報内容疑義等)を円滑に解消するために、当事者とともに問題解決に努力する。
- (3) JAMP は、JAMP 会員に対し、行動基準を遵守するために必要な情報を提供する。

2.3 SCパートナーシップへの賛同によって得られる効果

SCパートナーシップへの賛同の広がり、以下の効果をもたらすものと期待される。

- (1) chemSHERPA-AI/CI の使用により、SCパートナーシップに賛同する組織間の情報授受が円滑に行われ、提供側・受領側の双方で省力化が図れる。
- (2) JAMP 会員として登録済みの組織は、SCパートナーシップに賛同していることがホームページで公開されることから、当該会員が発行・提供した chemSHERPA-AI/CI は、受領者に対し信頼度の高い提供情報であることを提示できる。

第3章 JAMP SCパートナーシップが定める遵守すべき行動基準

SCパートナーシップに賛同する組織は、適正な情報の作成と円滑な流通を実現するために、含有化学物質情報の授受の際には、chemSHERPA-AI/CI を基本として使用するように努力し、かつ以下に示した3つの基準を遵守すること。

(1) ツールの使用の基準

SCパートナーシップに賛同する組織は、

- ① 部品、調剤、原材料の含有物質に関する情報のうち、必要なもののみの収集に使用する。
(合理的な理由が無いにもかかわらず、過剰な分析データを要求しない)
- ② 自らの製造プロセスにおける、部品、調剤、原材料の含有物質の組成／化学変化を可能な限り把握する。
- ③ chemSHERPA-AI/CI を作成・提供するにおいて、
 - (a) JAMP が制定する製品含有化学物質管理ガイドラインを十分に理解し、管理体制を確立した上で、chemSHERPA-AI/CI を作成する能力を有する。
 - (b) 知り得た情報の隠蔽や意図的な虚偽情報の提供を行わない。また、chemSHERPA-AI/CI のフォーマットを改ざんしない。
 - (c) JAMP が主催する講習会への参加や JAMP が提供する最新情報をもとに、chemSHERPA-AI/CI を作成する能力の維持・向上を行う。
- ④ chemSHERPA-AI/CI を入手するにおいて、
 - (d) 虚偽情報の提供や chemSHERPA-AI/CI のフォーマットの改ざんを依頼しない。
 - (e) 不要な(根拠を明示できない)化学分析または定量分析の要求はしない。
 - (f) chemSHERPA-AI/CI の入手だけでは不足する情報については、当該の不足分の情報提供の要請は、別途、当事者間の契約などに基づき実施する。

<JAMP が提供するツール>

chemSHERPA-AI/CI 作成支援ツール

(2) 信頼性の基準

SCパートナーシップに賛同する組織は、

- ① 本指針に定める行動基準及びこの行動基準を遵守するために組織が決定した事項を組織内に周知し、適正な情報の作成と流通に努力している。
- ② chemSHERPA-AI/CI の作成時に生じるミス(エラー)を検出し、誤った情報の流通防止に努力している。
- ③ 適正な情報の作成と流通の確保について、取引先事業者と十分な対話を行っている。

(3) 迅速の基準

SCパートナーシップに賛同する組織は、提供した情報の更新が必要な場合は、自発的にかつ「迅速」に情報の更新及び伝達を行う。

「迅速」とは、法律用語にいう「遅滞なく」に相当し、「取引の一般通念に従い、ぐずぐずせずに相当と認められる時間内」とする。

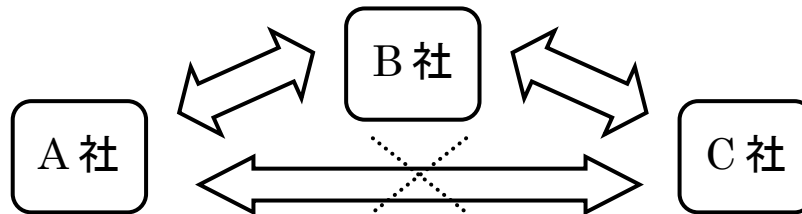
脚注:「相当と認められる時間内」の目安

組織情報・法規制動向などの更新された重要情報を把握した時を起点とし、自社製品に係る情報の更新が生じた場合、自発的に提供するまでの期間の目安は1ヶ月以内と考える。

< 情報授受に関する補足説明 >

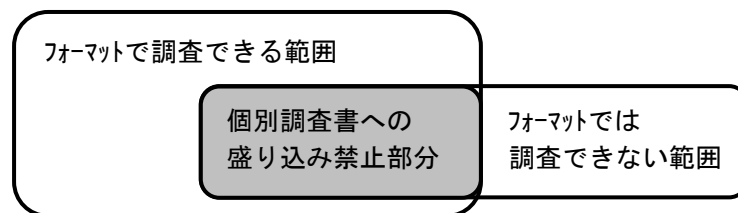
～複数の組織間における情報流通について～

【A社(川上)からB社(川中)を経由してC社(川下)へ供給されるケース】



- ✓ A社とC社は原則として情報授受を直接行わない。特段の事情によりやむを得ず直接授受を行う場合でも、必ずB社の了承のもとに行う。

～調査範囲について～



- ✓ A社とB社、B社とC社の間で chemSHERPA-AI/CI で網羅されない情報の授受を要する場合は、chemSHERPA-AI/CI を用いた上で、網羅できない情報のみを個別調査書に盛り込む。

第4章 手続き関連

組織がSCパートナーシップに賛同していることを表明する手段としてのJAMP会員への登録について概要を示す。

4.1 登録手続き

JAMP 会員への登録は、それぞれの規約に定められた登録手続きに従い、SCパートナーシップ基本指針に定める行動基準に同意した上で、申請する。

4.2 登録・公開

JAMP 会員への登録手続きが完了した組織は、JAMP ホームページにて公開する。

4.3 登録取り消し及び再登録

(1) JAMP 会員が行動基準及び行動基準を遵守するためにそれぞれの規約で追加された遵守事項からの逸脱行為が判明した場合、JAMP は当該会員の登録を取り消すことがある。具体的な登録の取り消し手続きはそれぞれの規約に定める。

(2) 登録を取り消された組織が当該の問題について改善を行った場合、再登録を申請できる。具体的な再登録の手続きはそれぞれの規約に定める。

4.4 その他の必要事項

更新、費用、退会、その他の必要事項は、それぞれの規約に定める。

第5章 運用上の注意事項

- (1) SCパートナーシップへの賛同・登録は、あくまでその趣旨に賛同する者が自主的・自発的に行うものです。従って、他者にSCパートナーシップへの賛同・登録を強要してはなりません。
- (2) SCパートナーシップへの未賛同・未登録を理由にする商取引上の不公正な取り扱いを行ってはいけません。

第6章 免責事項

SCパートナーシップはサプライチェーン相互の信頼を高め、結果として信頼性の高い情報が円滑に流通することを目的としており、JAMPもこの目的達成のために最大限の努力をしますが、流通する個々の情報の正確性を保証するものではありません。従って、流通する個々の情報に起因して発生した何らの損害もJAMPが補償するものではありません。